



2008～2009年度

中津平成週報

2008～2009年度 国際ロータリー・テーマ

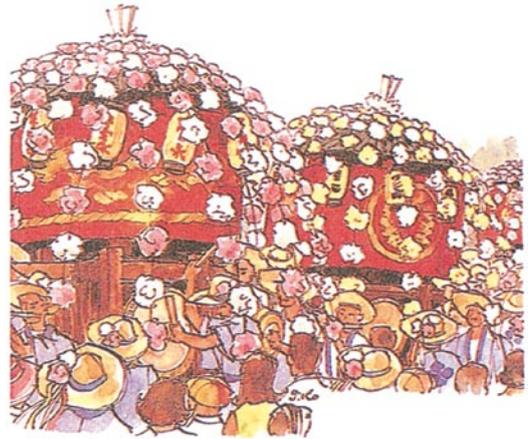
夢をかたちに
Make Dreams Real

国際ロータリー会長 李 東建

国際ロータリー2720地区 中津平成ロータリークラブ

会長 加来敏男 幹事 矢頭和敏 会報委員長 田原和己

例会日/毎週木曜日 12:30 例会場/グランプラザ中津ホテル ☎24-7111
事務局/〒871-0055 中津市殿町1383の1 中津商工会館2F
☎0979-22-9716 FAX 0979-22-9722
e-mail office@n-heisei.org http://www.n-heisei.org/



第927回例会 平成21年4月2日(木)

◎本日の例会プログラム

会員卓話 長野定生会員「新入会員卓話」
ゲスト紹介 20周年記念式典アシスタント 安西利奈さん

◎次回例会プログラム ゲスト卓話「染物の話」弓場一彦氏

前回(926回例会)の記録 平成21年3月26日(木)

■ビジター
なし

■出席報告	
会員数	29名
免除者数	0名
対象者数	29名
本日出席者	23名
欠席者数	6名
出席率	79.31%

■前々回出席報告の修正	
前々回欠席者	5名
メイクアップ	0名
欠席者	5名
修正出席率	82.76%→ 82.76%

●メイクアップ
なし

●欠席者
長野(修)、松本、白石、出納、渡邊

◎ロータリーソング 4つのテスト

◎会長の時間 会長 加来敏男

先日の新聞に、「日本一早い桜開花宣言は福岡市で、
平年より13日も早い」という記事が載っていました。
今年是全国的に桜の開花が早いようです。先週末、
耶馬溪を通りましたが、山の桜も咲き、洞門では満開
のものもありました。そこで今日は桜について調べて
来ましたので紹介します。

一般的に桜と呼ばれているのは、バラ科サクラ属
の落葉性の樹木です。さらに群として分類すると、ヤ
マザクラ群、エドヒガン群、マメザクラ群、チョウジ
ザクラ群、ミヤマザクラ群となります。そして色々
と変種もあり、600種類以上の品種があるそうです。
桜開花予想などの基準となるソメイヨシノは、エドヒ
ガンザクラとオオシマザクラの交配によって生まれた
ものであり、一種のクローン植物だそうです。そのた

め自然に種子ができないので、自力で繁殖できない
そうです。繁殖のためには人の手を介して、継木など
で増殖しなければならないのです。しかし、遺伝子が
同じなので条件を整えば一斉に開花します。そのため、
桜前線が存在するのです。

一説によると、ソメイヨシノの寿命は60年だと言われ、
手入れをせずに放置すると枯れてしまうというのです。
戦後に植えられたソメイヨシノはもうすぐ枯れてしま
うかもしれません。

我が家には2種類の桜があり、早いものはほとんど
満開ですが、もう1種類は例年4月末に咲きます。今
年はクラブの花見はありませんので、我が家で楽し
もうと思います。

◎幹事報告 幹事 矢頭和敏

●例会変更

中津中央RC4/7(火)→4/7(火)18:30～蓬萊館(花見)

例会)、宇佐2001RC、杵築RC、別府北RC、宇佐RC、別府東RC、別府中央RC

●週報受理 竹田RC、玖珠RC

●会報受理 中津沖代LC

●幹事報告

- ・熊本RCより創立70周年祝電のお礼状。
- ・ロータリアン誌届く。(英文)
- ・杵築RCより創立40周年記念式典のご案内。
- ・ガバナーノミニー推薦について(2010~2011年度) 2010~11年度ガバナーノミニー決定のご報告

◎委員会報告

・式典部会 熊谷会員

式典163名参加申込 中津平成・三火会含め218名位

・20周年記念式典 小川会員

米村でんじろうショーの参加を回覧します。

・次年度幹事について 江淵会員

次年度一年理事 辛嶋氏にかわり梶屋氏へ。

◎ニコニコボックス 担当：米山記念奨学会委員会

○小野会員

先日別府に慰安旅行に行ってトイレでサイフを落として苦労しました。

○若松会員

木材が下落しています。需要が増えて忙しくなって疲れ気味です。

○矢頭会員

WBCでイチローが「神が降りてきた」との発言は素晴らしい。宮崎キャンプでは一番最初にイチローがグラウンドに出ていました。努力がむくわれます。

○加来会長

子供(次男)は中津南に行くことになりました。次男と妻と3人で福岡へ食事に行きました。

○向笠会員

ひざのリハビリを川罵整形で行っています。かなりきついが頑張っています。

◎ゲスト卓話

「市有財産(普通財産)の管理及び処分と貸付業務について」 中津市財務課 川西係長

1. 公有財産の分類

地方公共団体の公有財産は行政財産と普通財産に分類されます。

①行政財産

地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することと決定した財産。

庁舎、学校、図書館、病院、保育園等地方公

共団体が事務又は事業を執行するために直接使用するもの、住民の一般的共同利用に供することを本来の所有の目的とする財産で、使用目的のある財産。

②普通財産

行政財産以外の財産。

普通財産は直接特定の行政目的のために使用することがない財産であることから、一般私法の適用の下に管理処分されることとなり、貸付、交換、売払い、譲与などができる事となります。

2. 普通財産の貸付

市有財産規則第21条に基づく手続きとなります。

普通財産を貸し付けようとするときは、当該財産を借り受けようとする者に普通財産貸付申請書を提出させ、次の各号に掲げる事項を記載し、及び必要書類を添付し、決済を受けなければならない。

①普通財産貸付申請書、位置図、字図、その他参考資料

②市有財産貸付契約書の締結

③貸付期間 原則1年間

3. 普通財産の処分

1) 分譲地の販売

分譲地は旧下毛地域において定住促進を図る目的で整備し販売していたものですが、現在管財課並びに支所財務課にて販売推進をしているものです。

①アメニティタウンかみまくさ(中津市三光上秣) 全34区画の内残り4区画

②アーバンハイツ曾木(中津市本耶馬溪町曾木) 全10区画の内残り1区画

③グリーンハイツ跡田(中津市本耶馬溪町跡田) 全10区画の内残り2区画

④戸原分譲地(中津市耶馬溪町大字戸原) 全6区画の内残り2区画

2) 用途廃止された里道及び水路の処分

法定外公共物である里道及び水路については、道路課又は耕地課の行政財産となっています。

里道・水路の払下げを申請する場合の手順は以下のとおりとなります。

所管課 公共物用途廃止申請書を提出

申請者に用途廃止通知がある

所管課より管財課へ所管換え

管財課 普通財産譲渡申請書を提出

契約書の締結(譲渡価格は市の呈示した価格)

(文責：田原)